

受取代理が始まります

〈出産費・家族出産費〉

平成19年4月から出産費・出産費附加金及び家族出産費・家族出産費附加金(以下「出産費等」という。)の受取代理の取扱いを始めます。

この取扱いは、受取代理人である病院・診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)の窓口で、組合員が出産費用を支払う負担の軽減を目的として取り入れられた制度で、出産費等の共済組合の給付金を医療機関等が組合員に代わって受け取るものです。

対象者

対象となるのは、出産予定日まで一月以内の組合員、又は出産予定日まで一月以内の被扶養者を有する組合員です。ただし、共済組合の出産貸付を利用する場合は対象となりません。

受取代理人(医療機関等)

病院、診療所又は助産所

手続

「出産費・家族出産費請求書(事前申請用)」に、出産予定の医療機関等で受取代理人欄の記載をしてもらい、必

要書類を添えて、所属所を経由して共済組合に提出してください。

添付書類

母子健康手帳(出産者名と出産予定日が記載されているページ)の写し又は出産予定日を証明する書類の写し

受取代理金額

受取代理金額は36万5千円を限度とします。医療機関等からの請求額が36万5千円未満の場合、その差額は組合員口座に送金します。

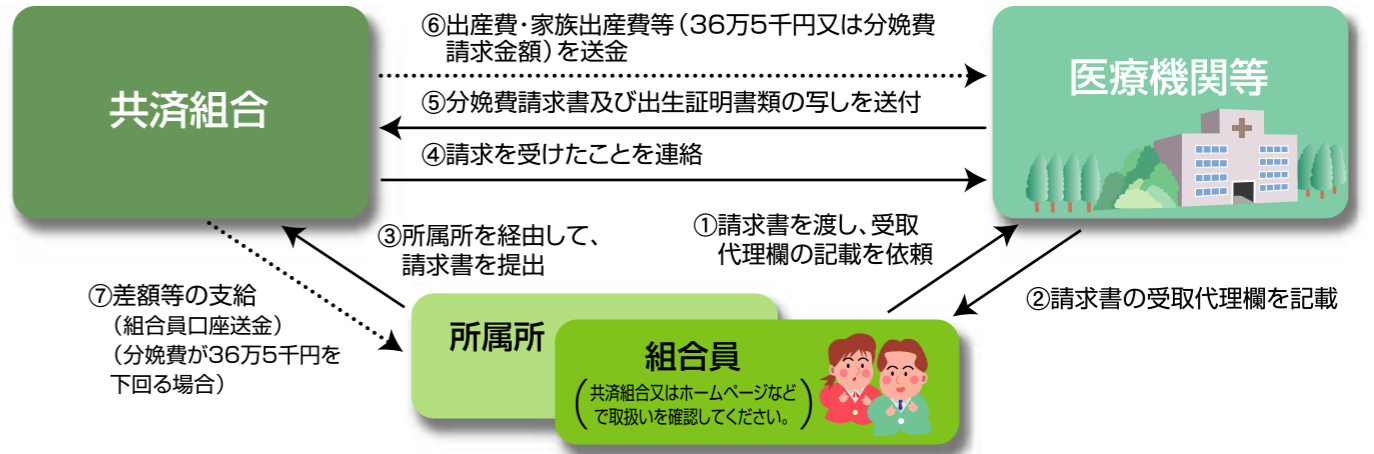
その他

出産する医療機関等が変更になったときは、速やかに共済組合に連絡してください。

なお、4月までに共済組合ホームページに「取扱い」及び「請求書」の様式を掲載する予定ですので、ご利用ください。

施行日

この取扱いは、平成19年4月1日から実施します。



任意継続組合員等に係る短期給付の見直し

任意継続組合員等に対する傷病手当金と出産手当金の取扱いが平成19年4月から次のようになります。

退職以前から勤務することができない状態で傷病手当金を受けられるときは、任意継続組合員になった後も、引き続き傷病手当金を受けることができますが、任意継続組合員になつてから労務に服することができない状態になった場合は、傷病手当金は支給されません。

また、任意継続組合員及び退職後の出産に係る出産手当金については、退職後42日(多胎の場合は98日)以内に出産又は出産予定の場合に限り支給されます。

70歳未満 入院に係る病院の 窓口負担が軽減されます

平成19年4月から、70歳未満の方の入院に係る医療機関の窓口での支払いは、自己負担限度額にとどめることとして、高額療養費に相当する金額については、共済組合が組合員に代わって医療機関に支払うこと(現物給付)ができるようになります。

この取扱いは、70歳以上の方の取扱いに準じて、70歳未満の方の入院に係る高額療養費を現物給付化するものです。詳細は4月号及び共済組合ホームページに掲載の予定です。

給付日額が変更されます 〈傷病手当金・出産手当金〉

平成19年4月から、傷病手当金と出産手当金の給付日額が下表のように変更されます。

傷病手当金・出産手当金の給付日額(一般職の場合)

給付	改正前	改正後 (平成19年4月から)
傷病手当金	給料月額× $\frac{1}{22} \times \frac{80}{100}$	給料月額× $\frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \times 1.25$
出産手当金		

(注) 特別職については、「1.25」を「1.00」とする。

“お忘れなく!” 「被扶養者の異動申告」

この春、卒業・就職・進学などにより、被扶養者の認定・取消の手続がまた、遠隔地被扶養者証の交付の手続が必要となる被扶養者の方はいませんか。念のため、下図で被扶養者の異動申告の必要があるか確認をお願いします。

取消手続が必要な場合

- ① 被扶養者が就職し、健康保険等に加入したとき
- ② 認定基準以上の収入が見込まれる状況となったとき(被扶養者認定の所得限度額を参照)
- ③ 収入が所得限度額未満であっても、別居等により扶養の事実がなくなったとき

就職が困難な場合

被扶養者が卒業後、就労の意思がありながら就職が決まらなかったため、引き続き組合員の扶養を受けることとなった場合は、「被扶養者申告書」に「扶養事実の申立書」

と「組合員証(遠隔地被扶養者証)」を添え、4月末までに提出してください。申告内容を調査・確認したうえで、認定の可否を判定します。(認定期間は、扶養の実態により最長1年の期限になります。)

「遠隔地被扶養者証」の交付

被扶養者が進学等により組合員と別居することとなった場合は、「遠隔地被扶養者証」の交付が受けられます。必要な方は「遠隔地被扶養者証交付申請書」に「組合員証」と在学証明書又は合格通知書の写し等を添付し、申請してください。

入学前の申請も受け付けておりますので、早めに手続をお取りください。

被扶養者認定の所得限度額	60歳以上の方		年額 180万円
	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など(所得税上非課税扱いとなる遺族年金・障害年金も含む。)の公的年金を受給している方	障害年金を受給している方	
上記以外の収入がある方	年額 130万円 月額 (108,334円)		
雇用保険(失業給付)を受給している方	日額 3,612円		

